

措 置 名	保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長
根拠法（条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項及び第2項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第6条</li> </ul>
現行法で定められた満了日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効期間 保安機関の認定を受けた日から5年</li> <li>●更新期限 認定の満了する30日前まで</li> </ul>
適用地域 (広島県内)	<p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に更新期限を迎える者について、その期限を平成30年11月30日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る保安業務を行う「保安機関」について、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた上で、5年に1度、認定の更新を受ける必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した保安機関が、期限までに更新ができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>

措 置 名	供給設備の点検／消費設備の調査／一般消費者等に対する周知の期限延長
根拠法（条項）	●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第34条第1項 ●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第1項 等
現行法で定められた履行期限	●供給設備の点検の期限 4年に1回以上 等 ●消費設備の調査の期限 4年に1回以上 等 ●一般消費者等に対する周知の期限 2年に1回以上 等
適用地域（広島県内）	【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスの供給設備・消費設備について、保安業務を行う「保安機関」に対し、定期的な点検・調査を求めている。また、保安機関に対しては、一般消費者等に対し、消費設備の管理・点検に関する事項等について、定期的に周知することも求めている。 今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した保安機関が期限までに点検・調査・周知を行うことができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。

措 置 名	認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長
根拠法（条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の7</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第48条</li> </ul>
現行法で定められた履行期限	毎事業年度経過後3月以内
適用地域（広島県内）	<p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガス販売事業者のうち、一定以上の保安水準である事業者を認定し、当該認定を受けた事業者（以下「認定液化石油ガス販売事業者」という。）について、所要の特例措置を講じているところ。</p> <p>また、認定液化石油ガス販売事業者については、毎事業年度経過後3月以内に、販売契約を締結している一般消費者等の数などを、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に報告する必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した認定液化石油ガス販売事業者が期限までに報告を行うことができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>

措 置 名	充てん事業者の保安検査の期限延長
根拠法（条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条</li> </ul>
現行法で定められた履行期限	1年に1回実施
適用地域（広島県内）	<p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスの充てん事業者が所有する充てん設備について、各都道府県が実施する保安検査を1年に1回受ける必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した液化石油ガスの充てん事業者が、期限までに保安検査を受けることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>

措 置 名	液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長
根拠法（条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第82条第1項及び同条第2項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第132条</li> </ul>
現行法で定められた履行期限	毎事業年度経過後3月以内
適用地域（広島県内）	<p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る事業者（液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者）について、その業務の実施状況を適切に把握するため、毎事業年度経過後3月以内に、所要の事項を経済産業大臣又は都道府県知事に報告する必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した液化石油ガスに係る事業者が、期限までに所要の報告をすることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>